

## 「伊達市議会だより」への有料広告の掲載について

### ●広告の規格・掲載料

- ①対象11月25日号（9月定例会議）、翌年2月24日号（12月定例会議）、  
5月26日号（3月定例会議）、8月25日号（6月定例会議）  
発行部数各号22,500部
- ②規格【全枠】180mm×45cm【半枠】87mm×45cm
- ③枠数1号当たり全枠1個または、半枠2個
- ④単価1号当たり【全枠】20,000円【半枠】11,000円

### ●申込みから掲載まで

- ①伊達市議会広告掲載申込書に広告（案）を添付して、議会事務局へ提出してください。
- ②伊達市議会では、申請書受付後に広告内容が定めている基準に合っているかなどの審査を行います。  
場合によっては議会広報委員会に諮って決定することもあります。
- ③広告掲載の可否は、広告掲載決定通知書または広告非掲載決定通知書により申請者にご連絡します。
- ④広告掲載を決定した場合は、広告料を納めていただく納付書をお送りしますので、市指定の金融機関から広告料をお支払いください。お支払い確認後に広告掲載となります。
- ⑤広告原稿は、掲載対象の議会だより発行日の20日前まで広告主において作成・提出していただきます。

### ●申込受付期間

- ①毎年、年度単位で受付します。（令和3年度は、11月25日号～翌年2月24日号が当該年度分となります。）
- ②申込期間及び詳細は、市議会ホームページに掲載します。

### ●掲載できない広告

次のいずれかに該当する広告は掲載できません。

- ①市の公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- ②政治性又は宗教性のあるもの
- ③意見広告又は名刺広告及びこれらに類するもの
- ④投機心又は射幸心をあおるもの及びおそれのあるもの
- ⑤市が広告の対象となるものを推奨しているものと誤解を招く表現のもの
- ⑥青少年の健全育成を阻害するもの及びおそれのあるもの
- ⑦風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの
- ⑧貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に関するもの及びこれに類するもの
- ⑨公の秩序又は善良な風俗に反するもの及びおそれのあるもの
- ⑩暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体が関与すると認められるもの
- ⑪伊達市建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成20年伊達市告示第14号）に規定する競争入札参加資格制限措置を受けている者

詳しくは、伊達市議会有料広告掲載の取扱いに関する規程第4条第2項において準用する伊達市広告掲載基準をご覧ください。